

月刊 労運研レポート No. 65

2019年11月10日号

<巻頭言> 連合30年、消えた地域労働運動	水谷 研次	2P
第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 (姫路)		
移住労働者の組織化と地域労働運動の強化を	岡本 哲文	4P
第8回労働運動研究討論集会 基調報告 (案)		7P
第8回労働運動研究討論集会 開催案内		12P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 018(店名) 普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail roukenj2014@yahoo.co.jp

< 巻頭言 >

連合 30 年、消えた地域労働運動

水谷 研次（元連合東京）

労戦再編 30 年を迎えた労働運動の現況を深刻な「危機」だと、私を含む総評運動を経験した多くの活動家は捉えるが、改革に向けた実効性ある建設的な提起は容易ではない。現在の組合役員のほとんどは総評運動を体験しておらず、「過去」との対比で語ってもなかなか現在に活きない。連合の役員の多くに至っては「危機」だという認識さえない。

30 年前、東京東部の各地区労が解散を強いられ、地区労オルグであった自分は悩みつつ連合東京に雇用されたが、賃金が倍以上になった以上に驚いたことはいくつもあった。上意下達・上下一体の運動スタイル。大単産ほど発言力がある禄高主義。運動抜き政策・制度要求重視。合い言葉であった「顔合わせ・心あわせ・力あわせ」だが顔合せだけが優先され、懇親重視で連日のようにタダ酒の機会があった…等々。

それでも地区労内部でほとんどの役員が連合ばかりに顔を向け解散に雪崩を打つ中で、ここで踏ん張らなければ労働運動全体がおかしくなるとの意地と危機感から、連合内外で同志を募り、連携も図ろうとの努力も行った。しかし、国鉄分割民営化闘争の苦闘に象徴されるように総評労働運動自体も多くの限界と軋みが末期になればなるほど露呈し、展望を失っていったのも事実だ。

初めて付き合った中連、同盟、新産別にはそれぞれ独自の個性や総評系とは異なる労働組合主義もあり、学ぶところもあったが、組織人数が増えただけでは労働運動の社会的影響力はまったく向上しなかった。何よりも、連合結成の決定的な誤りは地域組織を軽視どころが実質的に潰したことにあったのではなかったか。他にも中小労働運動や組織化、反戦平和など多々指摘したい課題はあるが、今回は地域運動に限って綴ってみる。

総評は 1978 年から「地域労働運動を強めるための全国集会」を各県持ち回りで開催していた。東京東部の地区労はこの集会で 20 本程度に限定された全国の模範たるべき運動報告をほぼ毎年発表してきた。ペトリカメラやパラマウント製靴などの工場占拠・自主生産闘争、パート 110 番の発案と実施、江戸川ユニオンの結成、再び許すな東京大空襲運動などは全国に先駆けた運動であり、この集会を契機に全国に広がっていった。

それぞれ 1 万人強程度の加盟人員であり専従者も 1～2 人しかいない下町の地区労だったが、多様な共闘関係を自力で構築し、何からも縛られない自由があった。地域には学生運動を経験した若い活動家や中小運動を大事にする役員も多数いて、活気に満ちていた。なお今年、社会評論社から発刊された『時代へのカウンターと陽気な夢－労働運動の昨日、今日、

明日』(小野寺忠昭・小畑精武・平山昇共同編集)には当時の運動が描かれている。

もちろんこの全国集会には他の県評・地区労からも先進的な取り組みが報告され、いわば各地域が切磋琢磨して総評運動末期の困難を突破しようという意気込みが溢れていた。

別の一面ではこの地域共闘が底力を発揮するのが選挙闘争であり、社会党の屋台骨は県評・地区労が支えていた。江戸川ユニオン結成の際に難色を示した保守的な役員には「組合員のほとんどは区内在住であり、選挙の際には新たな票田となる」が殺し文句だった。全国集会でも部外秘とされていた各労組の組合員名簿を「地域勤労協」結成に伴いオープンにし、新たな段階の地域共闘構築も企画されていた。残念ながら地域共闘が居住地組織を加える前に、同盟出身の山田精吾・連合初代事務局長が地区労解散を全的統一の条件とし、ほとんどの地区労は強引に解散を強いられた。選挙も戦える地域共闘はある意味「恐怖」だったらしいが、日本労働運動はここでその最大の財産を失った。

なお『労働情報』誌今年10月号の特集「労戦再編30年—いま問われるもの」で、元連合副事務局長の高橋均さんは『「力と行動」に転換させた「笹森時代」の10年』と題する文章で、連合の地域協議会の転換についてふれている。1997年に連合事務局長に就任した笹森清さんによって地方連合会での「ユニオン」結成や労働相談フリーダイヤルの開設、相談対応の地域アドバイザーも全国に100名配置された。そして結成時に形式的に設置された地協を強化すべく独立した事務所を設置し、専従者を配置。労働相談や住民の生活相談にも対応できるワンストップサービスができるように改変した。連合でも地域運動への反省と真摯な模索があったのだ。なおこれに伴い連合会費の値上げも行われたが、反対する産別を説得したのも「地域運動は選挙活動に有効」だった。

笹森会長時代の2003年に外部識者が提言した「連合評価委員会」でも「職場から、地域から、空洞化する足元からの再出発を」と題し「地域での活動や共闘は、弱まっている傾向にある。地域での活動は、パートタイマーや中小企業労働者、未組織労働者や、年金受給者にとって、活動の足場となりうるものであり、地域労働運動を強化することが不可欠」と提起された。

しかし地協財政はすべて連合からの交付金とされ、独自会費徴収は禁止されたままであった。高橋さんは「ややもすると地協は連合本部の孫請けのような関係に陥り、上の指示をこなすだけの存在になる。意思決定にも加われず、行事をこなすだけ、クリエイティブな活動を行おうにも自主財源が無い中では、活動家は育たない」と指摘する。連合評価委員会を発表したトップセミナーで、座長の中坊公平さんが「これほどの病理現象、崩壊現象が起きていることに対する危機感も、怒りというようなものも、皆さん方からは感じられない」と発言したが、地域運動の分野ではさらに後退を続けている。

今でも原則的な地域労働運動を続けている運動体も存在している。連合や産別の統制力が減少を続け、地域での野党共闘も活性化する中で、潮流を超え現場にねざした新たな地域共闘が創出されることを期待したい。

第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in ひょうご姫路

移住労働者の組織化と地域労働運動の強化を

岡本 哲文（コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク事務局長）

●兵庫のユニオン、地区労働の底力

10月5－6日、第31回コミュニティ・ユニオン全国交流集会が兵庫県姫路市で開催された。全国から536名が参加。2012年京都集会とならぶ過去最多の結集となった。



全体集会での松本ヒロの「憲法くん」ライブと「兵庫県パート・ユニオンネットワークのあゆみ」のDVD上映、3つの特別闘争報告、夜の交流レセプション、闘争報告会、12の分科会を通じて、今年も熱気あふれる多彩な交流の場となった。

なによりも、夜の交流レセプションは、ステージ全面を飾る巨大な手書き・手作りのステージバックを背に、各ユ

ニオンの行進登壇、現地メンバーによるバンド演奏・サンシンライブ・韓国のダンス「カジヨ」、締めインターナショナル合唱と、全国のなかまを迎える現地の熱い気持ちがあふれ出る、全員参加の盛大な交流の場となった。

全体集会での、公務職場と民間職場のパート・非正規雇用労働者が、ユニオンと地区労が、ともに闘ってきている姿が描き出された映像上映、住友ゴム・アスベスト闘争の特別報告、集会の準備・運営のすべてを通じて、兵庫のユニオン、地区労働ここにあり！と、その底力を実感した。

●国境を超えて、労働者はひとつ！

集会には、韓国非正規労働団体ネットワーク（韓非ネ）から14名が参加した。今春5月来日、9月訪韓と相互交流を始めた新しいなかまだ（紹介は割愛）。全体集会と分科会でそれぞれ組織紹介、活動報告を受け、レセプションではともに歌い、踊った。

また、8ユニオンから、全体集会での特別報告、争議報告会において争議、組織化の報告を受けたが、内4つは移住労働者の闘い（ベトナム人技能実習生、日系フィリピン人労働者、

日系南米労働者、インド人労働者の解雇、実質的賃下げ、パワハラ、労災隠し、組織化)だった。全体集会では、三重のシャープ・フィリピン人組合員から元気なアピール、シュプレヒコールも発せられた。



安倍政権が歴史歪曲・分断と差別

と排外主義煽動を強め、韓国の人々からの戦後補償・謝罪要求に対して経済報復に踏み込み、マスコミでもヘイト発言の大合唱という現状下、「労働者に国境なし！労働者はひとつ！」という国際連帯を確認する場となった。

●移住労働者の組織化が全体の課題に

外国人技能実習制度の大きな社会問題化、そして今春4月からの改定入管法の施行も大きな背景となり、従来、特定のユニオンの取り組みとなっていた外国人技能実習生、移住労働者の取り組みは各地のユニオンの課題となってきている。先述したように争議報告の半分を占め、分科会も設けられた。

本集会を通して、国際連帯の確認と同時にもう一点、外国人技能実習生、移住労働者の労働相談、交渉、組織化がユニオン全体の課題となってきていること、そこでの情報交換、経験共有、連携をネットワークとして強化していくことが確認された。その意味でも大きな節目となる集会であった。

●労働組合つぶしを許さない！

全日建運輸連帯労組関西地区生コン支部から、分科会と全体集会において、現在かけられている共謀罪のリハーサルでもある大量刑事弾圧、組合つぶし攻撃との闘いの報告を受け、弾圧を許さず、連帯していく集会特別決議をあげた。

この弾圧の情報、攻撃の問題性がまだまだ届いていないユニオンもある中で、短時間ではあったが全体集会で特別アピールを受け、集会決議をあげた意味は大きい。

経営者による労働組合への権利侵害、職場における組合つぶしと闘うとともに、労働三権を否定し、共謀罪を実体化する国家権力による弾圧に負けない、許さないユニオン運動、ネットワークをめざすことを改めて確認した。

●生存権を守る闘いとして最賃闘争を！

集会内で開催した全国総会では、今期の具体的運動課題として、最低賃金引き上げと、労働法制改悪を許さない全国的運動のふたつをよびかけた。

最低賃金闘争は、生活できる賃金を求める生存権のための闘いであり、と同時に、自立した地域経済、ひいては自立した地域政治・社会をめざす闘いでもあり、コミュニティ・ユニオンの核心をなす社会的労働運動の軸となる。この10月も最賃10月アクションをよびかけたが、20春闘期にもユニオン非正規春闘として最賃今すぐ全国どこでも1000円、そして時給1500円を掲げて残業しなくて生活できる賃金をめざしての運動に取り組む。あわせて、12月から全国署名運動をよびかけ、展開する。

労働法制については、今臨時国会でも多くの課題はあるが、来年、裁量労働制の対象の拡大と解雇の金銭解決制度導入を許さない全国的な運動を追求していく。

●来年は横須賀で

1990年第2回大分全国交流集会でユニオン全国ネットが発足して30年目を迎えた。コミュニティ・ユニオン運動は、日々の活動を強めながらも、これまで何ができてきたか、これから何が課題かを議論していくこと。あらゆる働き方に権利を求め、生活できる賃金と均等待遇、人間らしく生活できる社会をめざし、柔軟で強靱なネットワークとして広げていくこと。大きな労働組合の連帯と社会的連帯の一翼を担っていくことをよびかけた。

次回第32回集会は、来年2020年9月26、27日、神奈川県横須賀市で開催する。



労働者・市民の共闘で、8時間働けば暮らせる社会の実現を！
—地域から、企業を超えた新しい労働運動をつくり、20春闘を闘おう！—

第8回労働運動研究討論集会 基調報告（案）

1 われわれが20春闘をつくる

- (1) 「若者たちはあなたたちの裏切りに気付き始めている。私たちを見捨てる道を選ぶなら、絶対に許さない」（グレタ・トゥンベリ、国連気候行動サミット）。この言葉は日本の労働運動にも向けられた言葉として受け止めなければなりません。日本社会は未来を食いつぶしながら今の繁栄を追い求めています。「今だけ、金だけ、自分だけ」の社会を転換しなければ、未来はありません。
- (2) 日本の労働組合運動は、バブル崩壊以降、組合員の雇用と賃金を守ることに懸命であって、非正規労働者の増大、福祉・社会保障の切り捨てを容認してきました。気がついてみれば、老後の生活もままならず、子どもたちは正規労働者の道を閉ざされ、貧困と格差に覆われ、ハラスメントが横行する社会になってしまいました。
- (3) 労運研は、2013年に第1回労働運動研究討論集会を開催して以来、①新自由主義にもとづく構造改革・規制緩和路線との対決、②憲法が保障する労働基本権の行使、③新しい労働運動の創造とその担い手の育成を基調に、総がかり行動を貧困・格差・差別をなくす労働運動の立場から担ってきました。
- (4) 今年2月に開催した第7回労働運動研究討論集会では、連合の19春季生活闘争方針は「春闘の消滅」につながると批判しました。連合の方針は、生産性向上を果たした民間大企業の労働条件の引き上げが、人事院勧告、最賃審議会を通じて社会的に波及するという「トリクルダウン論」で賃金の底上げを図るものです。闘い方は産別自決から企業別自決になり、要求額、妥結額も公表しないという共闘の否定でしかありません。
- (5) 19春闘は、企業内の密室交渉となり、闘いが見えなくなり、統計数字としての賃上げ発表セレモニーでした。労働者の共闘である春闘は消滅しました。連合は「大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動も前進を見せたが、社会全体への広がりはいまだ不十分」と評価し「2020 闘争においても、引き続き、生産性三原則に基づいた『賃上げ』『働き方の見直し』を求めるとともに、働き方を含めた『サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分』に一体的に取り組むことで、社会全体の生産性向上を促し、成果の適正な配分につなげていく」としています。
- (6) いま求められているのは、第7回労働運動研究討論集会でも強調されたように、「共闘」と「大衆行動」です。企業内で頑張っただけでは状況は変わりません。貧困・格差をなくす闘いの重要な環は、非正規労働者の労働条件の向上をボトムアップの共闘で獲得することです。地域で見える闘いを、「未来に向けて、人間らしい生活を、みんなで作る」春闘を、われわれがつくり始めなければなりません。

2 20 春闘を取り巻く情勢

(1) 2020 年春における労働分野の課題

① 働き方改革推進法

- ・ 時間外労働の上限規制（2019 年 4 月、中小は 2020 年 4 月）
- ・ 高プロ（2019 年 4 月）
- ・ 同一労働同一賃金の実現（2020 年 4 月、中小は 2021 年 4 月）

② 柔軟な働き方

③ 会計年度任用職員制度の導入（2020 年 4 月）

④ 外国人労働者の受け入れ（特定技能制度）（2019 年 4 月）

⑤ 解雇の金銭解決制度の創設、裁量労働制の拡大、派遣法の再改悪

⑥ 教員への変形労働時間制度の導入（給特法改正案を臨時国会に提出）

⑦ 70 歳まで働く機会の確保

(2) 「働き方改革」は、生産性の向上を目的に、事業者の人事・評価権を明確にして労働者支配を強化するとともに、健康障害を起こすといわれる時間外労働年間 360 時間を超える長時間労働を容認し、均等ではなく均衡という日本的「同一労働同一賃金」をうたい文句に格差賃金を法的に制度化したものにはかなりません。政府も連合も『非正規労働者』という言葉は使わない」としていますが、格差・差別が解消したわけではありません。労契法 18 条にもとづいて無期転換した労働者の賃金は、正社員と同一ではなく今までのままです。正社員には歴然たる賃金格差が存在するのです。

(3) 今年の参議院選挙は、消費税率の上げが大きな焦点でした。また、将来の年金水準がどうなるのかも問題になりました。これらの課題に加えて、子育て、教育、介護などの国民が関心を持っている社会政策について野党がまとまり切れていませんでした。このことが、投票率の低下、既存野党離れになっていることは否めません。安保健法反対だけでなく、社会政策についても労働組合が職場からの要求を政策づくりに吸い上げ、労働運動と結び付けて闘うことが必要です。

(4) 安倍政権は、憲法改正とともに税と社会保障問題、「全世代型社会保障制度」を焦点に政局を運営しようとしています。「70 歳まで働く機会の確保」問題は、社会保障改革と大きく結びついています。労働者が 70 歳まで働くようにし、年金支給総額を減らそうとしています。公務員の定年を延長し、賃金を下げようとしています。一方で、パート労働者に厚生年金の適用拡大を図る、外国人労働者の増大を図るという政策です。さらに、会計年度任用職員制度を導入し、公務員の非正規労働者を制度的に確立しようとしています。

(5) 現在でも年金生活者は月額 26 万円必要であり、55,000 円不足しています。全労連の生計費調査によれば、25 歳の最低生計費は約 24 万円です。人間らしい生活をするためには最低でも 25 万円前後の収入が必要です。そもそも非正規労働者の拡大の目的は、低賃金で一時金、退職金もいらず、社会保険の適用がない労働者を増やし、労働コストを削減することでした。非正規労働者も安心できる老後を見通せる賃金・労働条件と社会保障制度をつくり上げることが求められています。

- (6) 先進国の中で、日本だけが経済成長できない、日本だけが賃金が上がらない社会になってしまいました。大企業優遇の政策をすすめたため、大企業の内部留保は増大する一方、実質賃金の低下、労働分配率の低下が進み、ワーキングプアが増大しました。今後、米中貿易戦争による先行き不安、消費税率引き上げに伴う消費停滞、東京オリンピック後の景気後退が予測されています。安倍政権は、日米 FTA 協定にみられるように、自動車の輸出を続ける代わりに農産物の輸入を拡大する対米従属の産業政策を続けています。このままでは、地方の衰退はますます進み、地方銀行の倒産、地方自治体の破産も懸念されます。
- (7) 日本労働運動の最大の弱点は企業別労働組合であることです。労働組合は、企業が雇用した者しか対象にしてきませんでした。「雇用か、賃上げか」と迫られたときに、結果的に雇用を守る行動をとって来ました。非正規労働者が声を上げられないのは、声を上げて雇止めをされたら誰も守ってくれないからです。企業を離れても雇用を保障する制度づくりを闘わない限り、貧困と格差はなくなりません。企業ファースト意識と差別意識を克服し、労働組合は組合員だけでなく労働者のために存在することを確認する必要があります。
- (8) 全日建関生支部にかけられた弾圧は、安保法制反対をストで闘う労組への弾圧という面もありますが、中小企業者の団結体である事業協同組合と業種別団体交渉を行い料金確保と労働条件引き上げを闘い、労働者供給事業を行い労働者の雇用と最低労働条件を確保してきた労働組合運動への弾圧です。長澤運輸事件東京地裁判決では定年再雇用後の労働条件引き下げを無効とする画期的な判決を勝ち取りましたが、基本給の格差を容認する「同一労働同一賃金」を推し進め、高齢者の労働条件引き下げ、年金支給年齢引き上げを狙う安倍政権にとっては、許せない存在なのです。

3 新しい労働運動の創造を

- (1) 労運研は「労働運動の再生」という言葉ではなく「新しい労働運動の創造」という言葉を使おうと思っています。それは、総評労働運動の良い面を継承するというだけでなく、連合の結成を許した総評労働運動の弱点を反省し、同時に新自由主義が席卷する状況に対決できる労働組合運動をつくりあげようというものです。
- (2) イメージ的に言うと、企業内、男性、正社員、製造業、賃上げ中心の活動から、企業を超えた労働展開、女性、非正規、第三次産業、最低賃金引き上げ、雇用と生活の保障、職業能力の形成などの活動を重視し、労働者が主体となる労使関係、社会システムをつくらうというものです。高度成長時代の発想ではなく、グローバル経済と先進国におけるゼロ成長という時代背景を受けて、競争から共存・共生へ、生産性向上の成果をすべての労働者に還元できる社会をめざしたいと考えています。
- (3) 「新しい労働運動」をつくるために、①地域に「共闘」をつくり、企業を超えた運動づくりをめざす、②公共サービスを取り戻すために、市民との連携を図る、③外国人労働者との連帯や「貿易戦争」に対する労働者の国際連帯をつくる、④労働者の団結の必要性とその基軸を見直し、民主的な労働組合運営を実践し、社会の担い手としての主体形成を図る、ことが必要です。実践を通じて新しい労働運動のイメージと内容

を豊富化して、運動における多数派をめざします。

4 20 春闘の獲得目標

- (1) 「新しい労働運動」を展開する基盤をつくります。
- (2) 非正規労働者を組織する民間中小労働組合、コミュニティー・ユニオン、地区労と公務労働組合が団結して、企業を超えた労働市場の規制、要求づくり、共闘づくりをおこない、地域に「見える」労働運動をつくります。
- (3) 労働 NPO、市民運動との協力・連携を図り、貧困・格差をなくし、公共サービスを取り戻し、「8 時間働けば暮らせる社会」、人間として社会生活ができる社会をめざして社会的労働運動を模索します。

5 20 春闘の組織化

- (1) 現在の政府・資本の労働政策の基本は、「一億総活躍プラン」の一環として打ち出された「働き方改革」です。その内容は、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②賃金引上げと労働生産性向上、③罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正、④柔軟な働き方がしやすい環境整備、⑤女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備、⑥病気の治療と仕事の両立、⑦子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労、⑧雇用吸収力、付加価値の高い産業への転換・再就職支援、⑨誰にでもチャンスのある教育環境の整備、⑩外国人材の受け入れです。この「働き方改革」攻撃は、労働分野、社会保障分野、教育分野をセットにしたものですから、反撃する場合には、労働者の権利の確立と生活の向上の視点からトータルな戦略的な反撃視点をもつことが必要です。
- (2) 「働き方改革推進法」の参議院厚生労働委員会の付帯決議には「労働時間の基本原則は、労働基準法第 32 条に規定されている『1 日 8 時間、週 40 時間以内』であって、その法定時間の枠内で働けば、労働基準法第 1 条が規定する『人たるに値する生活を営む』ことができる労働条件ができることを再確認し……」と記載されています。賃上げ一律引上げ要求が格差の固定化、%引き上げ要求が格差の拡大とならないよう、賃上げ要求づくりは、最低水準はいくらであるべきか、底上げをいかに図るのかという議論から、職場討議を始めなければなりません。自らの賃金、労働時間などの労働条件を再点検して、「8 時間働けば暮らせる社会の実現」するための要求づくりを行います。
- (3) 貧困と格差をなくすために、全国的に網羅できるすべての労働者の共通要求は、「最低賃金の引き上げ、全国一律制の確立」です。最低賃金の引き上げは、ワーキングプアをなくす要求です。全国一律制の確立は、地域間の格差をなくすとともに、非正規労働者と正規労働者の格差をなくし、実質的な「同一労働同一賃金」の実現に通じる要求です。職場、地域の闘いを繋ぐ要求として「最低賃金時給 1500 円、全国一律制の確立」を掲げます。
- (4) 職場においては、まず、時間当たりの賃金を計算してみます。地域最賃をわずかに上回るだけであったり、1500 円を下回っていたりということが意外と多いのです。固

定残業代などというサービス残業強要制度も見直す必要があります。その上で、賃上げ要求、非正規労働者を含めた企業内最賃要求、同一企業内における同一労働の地域間格差を含む賃金格差の解消の要求、同じ職場で働く非正規労働者や定年後の再雇用労働者の労働条件改善の要求をつくりあげます。さらに産別最賃、業種別最賃の要求をつくり、企業ならびに産別・業種別の業界団体と交渉し、制度化をめざします。また、短時間就労者や短期間就労者には、就労保障制度（例えば、18日就労保障、13日就労保障など）を要求して、収入の安定を図ります。

- (5) 地域共闘の軸となるのが地区労です。地域における最低賃金の確立をめざして、地区労が地方自治体、地域の経済団体に要求を提出して交渉を行います。最賃条例や公契約条例による規制、地域経済団体の申し合わせや宣言による規制などを検討します。地区労がこのような機能を果たせない場合は、地域ユニオンを軸とした地域労組共闘を立ち上げます。非正規労働者が参加しやすいように、また、市民団体などとの連携を図れるように、ナショナルセンターの枠組みにこだわらない地域共闘づくりが必要です。
- (6) 「働き方改革」は、労働分野にとどまらず社会保障分野を含んでいます。公共サービスを取り戻す闘いは、社会保障、教育、住宅、交通・運輸などに対する住民ニーズを実現する闘いです。とりわけ、緊急課題である子育て・教育、介護などの課題に取り組むことが重要です。それを政策闘争として選挙闘争や議員工作に一面化することなく、公共サービス労働者の働き方と結びつけて闘うことが肝心です。公共サービス労働者の労働条件の向上が公共サービスの質を高めるという認識のもと、住民のために誇りをもって働ける職場づくりをめざすことです。正規公務員の労働条件向上だけをめざすのではなく、必要労働力の確保、会計年度任用職員や委託先労働者も含めた雇用と労働条件を確保するようにします。その場合に障害になるのが自治体財政です。市民団体とも連携し、財源確保を含めて、主権者が主体となった運営できるよう自治権を確立する運動が必要です。災害が多発していますが、災害発生は公共サービスの問題点が明らかになる場面でもあります。労働者・市民の側から「公共サービスを取り戻す」運動をつくるようにします。
- (7) 地域振興にとって地域の雇用確保は重要課題です。それと雇用保障闘争を結び付けて闘うことが必要です。雇用保障闘争は、波動性への対応、景気変動への対応、産業転換への対応とそれぞれ対策手法が異なります。緊急の課題は、非正規労働者の雇用安定です。公契約条例や企業誘致条件で質の高い雇用と安定を保障させる方策、企業における先任権制度、事業協同組合と労働組合による労働者供給事業、地区労や自治体労組による労働者供給事業、職業訓練制度の充実、所得保障など、現行制度をなかでも活用できる制度を利用し雇用保障闘争に取り組みます。また、外国人労働者を組織化し、地域で安心して働き、生活できるように取り組みます。
- (8) 雇用保障闘争への踏み出しを躊躇している背景には、企業が雇用した労働者だけを相手にしていれば良いと思う労働組合の幹部・組合員の意識、労働ボスを作り出すだけの結果になるだけではないかという組合員の不安があります。それを克服するためには、労働組合の民主的運営と組合員全員が運動に参加できる大衆路線をつくり上げる

